



令和7年度版

多摩市立学校 学校における働き方改革推進プラン

令和7年7月改訂
多摩市教育委員会



1) 学校における働き方改革の目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2) 学校の教員の在校等時間の上限等に関する方針

(1) 1か月の時間外在校等時間について、45 時間以内

(2) 1年間の時間外在校等時間について、360 時間以内

※児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1年間の時間外在校等時間 720 時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 か月まで)

■公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

3) 学校における働き方改革推進プランの内容

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校等時間の上限を設定するとともに、在校等時間を適切に把握し、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

(2) 教員を支える人員体制の確保

教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化する。

(3) 部活動の負担を軽減

中学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

(4) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減・改善を図る。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員の仕事と家庭の両立を支援する。

※一斉閉庁日等を活用した夏季休暇・有給休暇取得の推進を図る。

4) 学校における働き方改革推進プランの成果の検証方法

(1) 出退勤記録(タイムレコーダー)による各教職員の在校時間の確認をする。

(2) 各校の働き方改革の改善に関する重点目標・経営方針を評価する。

※各校教育課程・週時程の工夫等に関する具体的な対応の成果

(3) 各教員の自己申告の面接時に、在校時間に関する意識・実態を確認する。

(4) 学校を支える人員体制の効果に関する評価をする。

※スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、部活動指導員、学校事務の共同実施による体制等

(5) 各教員の年次有給休暇等の取得状況を確認する。

5) 学校における働き方改革推進プランの実施時期

令和元年度から順次進める。

※一部は、平成 29 年度から先行実施



6) 学校における働き方改革推進プランの具体策

I 多摩市教育委員会が取り組む具体策

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

①	出退勤記録(タイムレコーダー)による在校時間の管理	令和元年度～
②	勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限(に関するガイドライン)の周知	平成30年度～
③	勤務時間の上限に関する教育委員会規則への追記	令和2年度～

(2) 教員を支える人員体制の確保

④	学校支援スタッフ(ヒアパーチャー、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント)の配置	平成30年度～
⑤	学校事務の共同実施による学校事務分担の明確化	令和元年度～
⑥	コミュニティ・スクール設置による地域・保護者との連携強化	令和元年度～
⑦	小学校での公営・民間施設を利用した水泳指導の実施	令和3年度～
⑧	学校法務アドバイザーの導入(弁護士による相談・助言)	令和6年度～

(3) 部活動の負担を軽減

⑨	部活動指導員(非常勤職員)・部活動補助員(有償ボランティア)の配置	平成30年度～
⑩	部活動の活動時間の上限時間設定	平成30年度～
⑪	部活動における平日・土曜日・日曜日の休養日の設定	平成30年度～
⑫	部活動の地域連携・地域移行に向けた協議会の設定	令和6年度～

(4) 教員業務の見直しと業務改善の推進

⑬	校務支援システムの導入	平成29年度～
⑭	学校に作成を求める計画等の整理・合理化	令和元年度～
⑮	授業日における市教育委員会主催の研修会等の精選	平成30年度～
⑯	授業日における市教育委員会主催の研修会等の時間設定の改定	令和元年度～
⑰	市教育委員会主催の研修会等のオンライン実施(移動時間の縮減)	令和3年度～
⑱	各校の働き方の改善のための重点目標・経営方針の策定	令和元年度～

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

⑲	長期休業中の一斉学校休業日の設定による有給休暇等の取得の促進	平成30年度～
⑳	教職員の勤務時間の保護者・市民への周知	令和元年度～
㉑	学校における働き方改革推進プランの成果検証	令和元年度～
㉒	留守番電話の導入(音声案内)、携帯電話の配備(1校1台)	令和6年度～
㉓	学校運営協議会における学校の時間外在校等時間の報告	令和7年度～
㉔	学校における働き方改革の学校評価項目(目標とする成果・指標)への設定	令和7年度～
㉕	学校における働き方改革の学校経営方針への位置付け	令和7年度～

II 多摩市における今後の働き方改革の取組の方向性

- 主眼は教職員・子供のウェルビーイングの向上(→時間外の縮減等、手段の目的化からの脱却)
- 多忙の内訳を分析し改善(→ストレスチェック等の結果の活用)
- 教職員に内発的な取組の推進(→外発的で「やらされ」感からの脱却)

※ 国の動向「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」
(令和8年4月1日施行予定)の働き方改革に関する事項

■学校における働き方改革の一層の推進

- 教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けるとともに、計画の内容・実施状況について、総合教育会議への報告を義務付け
- 公立学校が学校評価の結果に基づいて講ずる学校運営の改善を図るための措置が、「計画」に適合するものとなることを義務付けるとともに、学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

令和6年度 学校における働き方改革推進プランの評価

令和6年度の時間外在校等時間の月平均は、校長37 時間 37 分（前年比+1 時間 47 分）、副校長51 時間 5 分（前年比-4 時間 57 分）、教員36 時間 23 分（前年比-1 時間 12 分）であった。時間外在校等時間について、校長は月平均が増加したものの、副校長・教員ともに令和5年度と同様減少し、特に副校長においては年度末・年度当初の時間外在校等時間が約10時間減少した。一方で、副校長は、他職と比較して時間外在校等時間が長時間化しており、1か月の時間外在校等時間の目標である45 時間を超過していることから、引き続き業務の見直しなど取組の推進が課題である。

以上のことから、市教育委員会及び各学校の働き方改革の取組は、時間外在校等時間の縮減に一定の効果を上げているものとする。今後も、互いに連携し、時間外在校等時間が月80時間を超過している教師をゼロにすること、そして、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、働き方改革を加速させることが重要である。

